

番号：130921

国名：ザンビア

担当：ザンビア事務所

案件名：都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月中旬から2013年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月25日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 3点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 6点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ザンビア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱病(南アフリカ共和国経由の場合)

6. 業務の背景

ザンビアの乳幼児死亡率（U5MR）は、ザンビア人口保健調査（ZDHS）によると、対象人口千人当たり168（2002年）から119（2007年）に、また乳児死亡率（IMR）は、同95（2002年）から70（2007年）に改善したが、数値自体は依然として高い水準にある。その背景には、保健従事者数や保健施設数、そして政府予算の不足に加え、エイズの蔓延や貧富の格差、医療従事者を含めた知識階級の国外流出などがあり、ミレニアム開発目標に掲げられた乳幼児死亡率（U5MR）及び

乳児死亡率（IMR）の目標値（63.6/1000 及び 35.7/1000）に向けた取り組みは決して平たんではない。

コミュニティにおける包括的小児疾患管理方法（C-IMCI=Community-Integrated Management of Childhood Illnesses）が最初にザンビアに導入されたのは 1998 年のことであるが、近年ドナーの後押しもあり保健省によって全国に展開されてきている。現在、同国全 74 のすべての郡への導入が確認されている。C-IMCI は、コミュニティのリーダーや保健ボランティアと協力し、コミュニティの住民を中心に小児の健康を維持増進しようとするものであり、そのシステムの中で重要な役割を担う保健ボランティアは、国際機関等の支援を受けた保健省が実施する研修を受けている。しかしながら、財源不足が顕著な保健省にとって、コミュニティを対象とした C-IMCI の優先順位は、マラリア罹患率が高く、保健施設へのアクセスが困難な地方の農村地域に置かれているのが実情である。人口密集、都市型貧困、生活環境の悪化、空気感染による高い疾患リスクなど、農村地域とは異なる課題、より複雑化した問題を抱えた首都ルサカ及び地方都市への、C-IMCI を軸とした小児保健政策の施行は不十分なままであった。

JICA は、1997 年から 2007 年の 10 年にわたり、首都ルサカ市においてプライマリーヘルスケア（PHC）プロジェクトを実施し、ルサカ郡保健局とともにコンパウンド（都市貧困層住民居住地域又は非計画居住区域）における小児保健状況と環境衛生の改善に取り組み、保健ボランティアの可能性を最大限に引き出す効果的かつ自立発展性の高いシステムの強化に努めた。その過程で JICA は、C-IMCI をガイドラインとしつつも、それがコンパウンドのような地域で、また前述のような逆境の中で効果をもたらすことができるよう、以下の分野に係る各活動を支援するためのマニュアルなどの実践ツールを開発した。

- ・GMP+：乳幼児の成長測定とそのフォローアップに関する活動
- ・PHAST：公衆衛生、各個人の衛生に係る行動変容を促す活動
- ・IGA：ボランティア活動を維持促進するための収入創出活動

PHC プロジェクトは、コミュニティの参加とルサカ郡保健局、各保健センターとの協働作業を通じて高い成果を上げ、小児保健及び環境衛生に係る様々な指標の改善に寄与した。

本「都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト」は、2007 年以降の 3 年間で新たに策定された小児保健や環境衛生の政策や指針を参照しながら、前述の PHC プロジェクトで蓄積された小児保健改善手法を実効性や自立発展性などの観点から抽出し、環境が異なる他地域に展開することにより、保健省とともにその成果や課題などを分析・評価し、ザンビアにおける小児保健状況の一層の改善に寄与するものであり、2011 年 3 月から 2014 年 3 月まで 3 年間の予定で実施中である。

今回実施する終了時評価調査は、2014 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備（2013 年 10 月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ザンビア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2013 年 10 月中旬～11 月上旬)

- ① JICA ザンビア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ ザンビア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びザンビア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめを行う。
- ⑥ 評価報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA ザンビア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2013 年 11 月中旬～11 月下旬)

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (3) のすべてとする。

- (1) 評価報告書 (英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)
- (3) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記 (1) ～ (3) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

② 便宜供与内容

当機構ザンビア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び専門家の同行

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・ザンビア共和国 都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト事前評価調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上